政　令

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二十五条第一項、第五十八条第一項、第六十一条及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六十四　イタリア協定又はイタリア実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア共和国の実施機関をいう。

第五十条に次の一号を加える。

二十三　イタリア協定

第九十条に次の一号を加える。

二十　イタリア協定第一条1(b)に規定するイタリア共和国の法令

第九十三条に次の一号を加える。

二十　イタリア協定

第九十六条の表に次のように加える。

二十	イタリア協定第十八条1	イタリア実施機関

附　則

この政令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○法務省令第三十八号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月二十五日

法務大臣　小泉　龍司

出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（在留カードの記載事項等） **第十九条の六**　［略］ ［2～5　略］ 6　法第十九条の四第三項の規定により中長期在留者の写真を表示する在留カードは、有効期間の満了の日を中長期在留者の十六歳の誕生日以降の日として交付するものとする。この場合において、当該写真は、別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項の規定により提出された写真（第八項において「申請等において提出された写真」という。）、法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真又は中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真のいずれかを表示するものとする。 ［7～10　略］	（在留カードの記載事項等） **第十九条の六**　［同上］ ［2～5　同上］ 6　法第十九条の四第三項の規定により中長期在留者の写真を表示する在留カードは、有効期間の満了の日を中長期在留者の十六歳の誕生日の翌日以降の日として交付するものとする。この場合において、当該写真は、別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項の規定により提出された写真（第八項において「申請等において提出された写真」という。）、法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真又は中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真のいずれかを表示するものとする。 ［7～10　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部改正）

第二条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別永住者証明書の記載事項等） **第四条**　［略］ ［2～4　略］	（特別永住者証明書の記載事項等） **第四条**　［同上］ ［2～4　同上］